

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

# 関西労災職業病 2月号

(通巻第106号)

関西労働者安全センター 1983.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円

●第三回総会を成功させよう！	1
●シリーズ／公務災害（2）	2
●連載 労働と精神神経障害	4

紀泉病院副院長 中山隆嗣

●各地から	7
-------	---

☆札幌地区労

●針灸治療制限闘争	9
●前線から（ニュース）	11
●原発被曝労働をめぐって—'83年の闘い	18
●闘いの中から	19

☆住友電工

●うちの組合	21
--------	----

☆全国一般大限地連芦ノ屋労組

1月の新聞記事から／17 年末カンバのお札／16



# 第三回総会を成功させよう！

来る三月十二日、安全センターは

労災職業病闘争はそれを課題として

重要であろう。

第三回定期総会を開催する。今年度はセンター設立十周年の年でもあり、これまで充実した内容で、今後二三年にわたる運動方針の確立に向けた論議を行いたいと考えている。

労働運動全般の右施回は今や誰の流れは労働者の生命と健康を守つていく道とは全く逆のものである。何故ならば、現在の運動の右施回は決して単なる政治的なそれなく、職場における労働者の基本権をなし崩し的に売り渡し、職場での闘いをしないというものであり、これらの立場からはどんなにもがいても労働者の健康と生命を守るという立場はでこないのである。その意味で、

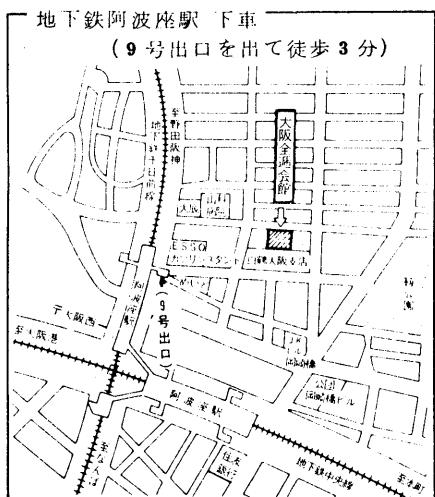
闘うこと自体が大いに意義のあるとて、職場地域で労働者が力を増大させていく有効な武器となるよう、この闘いをより戦術的に説得力のある、

そして魅力あるものに発展させていく必要があると考えている。センターの発足した七三年と比較すれば労働運動全般ははるかに後退している。しかし、その運動の困難さを栄養として拡大してきたともいえる労災職業病戦線は、昨年九月の労住医連の発足にも現われているように格段の力をつけてきている。労災闘争はこれまで労働運動の第一級の課題とはなりえていないが、今日の情勢ではそれに押し上げていく努力が何よりも

関西労働者安全センター 第三回総会

日時：三月十二日（土）午後一時～四時三〇分

会場：大阪全通会館七階



# 公務災害

2

## 認定制度と運用の硬直化の打破に向けて～～

——大阪市職保母の公務外認定より——

前回は地方公務員災害基金がまさにやりたい方題とも言える認定を行つてある実態についてその一端を述べたが、今回は、大阪市民生局の保母の例について少し詳しく分析してみることにする。

大阪市民生局支部では、昭和五五年から五六六年にかけて十五名の保育所保母が肩腕障害・腰痛症で公務災害の申請を行つてある。そして、五七年初頭に六名が公務災害として認定され、八名が公務外となつてゐる(残る一名は未決定)。そしてこの公務外決定の理由を読むと、現在の基金大阪市支部の立場が非常に明確に出てゐる。一例を示すと、昭和五三年に発病した〇さんの場合、審査会への不服申請に対する基金側の弁

明書の骨子を述べると以下の通りである。

③だといふ主張である。そして③の項目についても具体的に(ア)～(サ)

## 限定されている 「過重性」の要件

まず、「認定の基準」として「本件のような頸肩腕症候群は職業病として認められていないのでこれを公務上の災害とするには公務と相当因果関係をもつて発生したことが明らかな場合でなければならない」とある。

次に、これを因果関係ありと認められるには「その業務量において同種の多くの職員と比較して過重である場合で、公務以外の原因によるものではない」と定義し、過重性の判断の基準として、①厚生省基準による保

うが、公務災害制度では公務上疾病を三つに類型化している。①公務上の負傷に起因する疾病、②職業病、③その他公務に起因する疾病、の三

つである。弁明書は②に該当しないと言つております。保母の頸肩腕障害は③だといふ主張である。そして③の項目についても具体的に(ア)～(サ)まで十一項目の場合が例示され、十二項目の(シ)に更にその他条項があるという仕組みである。従つて、前

労働規制水準、④その他、他の職員と比較して特に著しい過重性の有無、というようしほり切つてある。このように形式的に決めつけられると最初から絶望的な気持になる。つまり、大阪市立の保育所で①②でひつかかることはまずないし、③の場合でも、労基法の一・二時間、一週間六時間、年一五〇時間という規制を市当局は頭に入れた時間管理をしているのであり、少くとも記録では守られていることになる。実際には、これをはるかに越えていて記録には決して残らないしくみになつてるので証拠としては弱いことになる。

○さんの場合も①②③は論外とはねられており、本人が必死でまとめる保育労働の負担も（④の項目にあたる）「いずれも保育所保母に共通するものであつて」と軽く一蹴されてしまつてゐるのである。

基金の場合にも民間の基発五九号（昭和五〇年一月）の焼き直しともいえる通達「『キーパンチャー等の上肢作業に基く疾病の取扱いについて』である」と決めつけた上、「専門医の実施について」（地基補第一九二号）が五〇年三月に出されている。ここで気になるのは、頸肩腕障害の発症要件として業務過重性と業務量の波という二つの問題が提起されてゐるにもかかわらず、基金の決定にはこの業務量の波についての判断が全く見られないことである。民間では保母に限らず多くの頸肩腕障害がこの波の問題を中心にして決定されていることは周知の事実であり、意図的なものを感じる。

最後に「公務以外の原因によるものでない」と認められる」という要件であるが、○さんの頸肩腕、腰痛の発症原因として基金は「出産により家事負担が増加したことや素因により発症したものと考えるのが妥当」として、専門医と称する者が勝手に視力障害、婦人病、肝炎等によって発症したと決めつけている根拠はどこにあるのか。ちなみに、民生局支部が審査請求にあたつて、書類の閲欄を行つたところ、右の専門医の意見書、診断書、鑑定の類は全く見出しえども、症したというより、腰椎側弯の素因、視力障害、婦人病、肝炎及び出産に伴う家事負担が原因」と医師の意見を付している。まさにたたみかけるような論調であり、何が何でも私病に対するといふ決意が読みとれるが少し客観的に見れば勇み足といふ感もある。問題を頸肩腕障害にしほつて炎または関節炎、関節リウマチ等々」という形で明示されているのであって、専門医と称する者が勝手に視力障害、婦人病、肝炎等によって発症したと決めつけている根拠はどこにあるのか。ちなみに、民生局支部が審査請求にあたつて、書類の閲欄を行つたところ、右の専門医の意見書、診断書、鑑定の類は全く見出しえども、症したというより、腰椎側弯の素因、視力障害、婦人病、肝炎及び出産に伴う家事負担が原因」と医師の意見を付している。まさにたたみかけるような論調であり、何が何でも私病に対するといふ決意が読みとれるが少し客観的に見れば勇み足といふ感もある。問題を頸肩腕障害にしほつて炎または関節炎、関節リウマチ等々」という形で明示されているのであって、専門医と称する者が勝手に視力障害、婦人病、肝炎等によって発症したと決めつけている根拠はどこにあるのか。ちなみに、民生局支部が審査請求にあたつて、書類の閲欄を行つたところ、右の専門医の意見書、診断書、鑑定の類は全く見出しえども、

ず、その上、名前も明らかにせぬ専門医とは一体何者か、これはもうミステリーの域に属する。

以上かなり具体的に地公災基金大坂市支部が保母の頸肩腕障害について行っている認定業務の実態について分析してきたが、更につけ加えれ

ば、認定申請から決定まで通常一ヶ月は十分にかかる（単純な負傷でも二ヶ月かかる）という問題をも含め、重要なのは個々の問題に関する反論、批判といつよりも、認定基準さえ恣意的に活用していることなど、その体质の非民主性、密室性、

労働者無視といつ根本問題についての論議、批判、変革運動といつもの必要だとつう感を深めるのが何より必要だとつう感を深めるのは全ての労働者に共通していると確信するものである。

（榎本祥文）

※次号は堺津市の場合より

## 労働と精神神経障害(2)

紀泉病院副院長 中山隆嗣

### 二、原因の明確でないもの

#### 1、精神分裂病

1. 单純型
2. 破瓜型
3. 緊張型
4. 妄想型
5. 混合型

#### 2. 躁うつ病

1. 躁病
2. うつ病

#### 3. ホ、身体的変化と関係する精神病

1. 内分泌障害で
2. 代謝、栄養障害で

### 一、原因の明確なもの

#### イ、老人性痴呆及び初老期

#### ロ、アルコール精神病

#### ハ、頭蓋内感染による精神病

#### 1. 進行麻痺(脳梅毒)

#### 2. 流行性脳炎等脳炎

#### 3. その他の感染による

### 二、脳内変化と関係のある精神病

#### 1. 脳動脈硬化症による

#### 2. 脳腫瘍による

#### 3. 中枢性変性による

#### 4. 脳外傷による

### ホ、身体的変化と関係する精神病

1. 内分泌障害で
2. 代謝、栄養障害で

大きく分類して、だいたい以上の  
中に分類できるのではないかと考え  
られる。

各々について簡単に説明を加えて  
みます。

## 一、原因の明確なもの

### イ、老人性痴呆及び初老期痴呆

「恍惚の人」で有名になり、今や  
大きな社会問題となっています。脳  
の障害(多くは脳軟化)が主となり、  
「物忘れ」が多くなり、見知った所  
や人がわからなくなり、季節、朝夕  
の区別ができなくなり、夜中に皆を  
畳だといつて起こしたりするよう  
なり、家族はつきあうことにはなり  
の労力を費さねばならなくなります。  
また、後に述べる精神分裂病と同じ  
様な幻覚や妄想をいだいて、家族に  
暴力をふるつたりするようにもなる  
ことすらあります。

もちろん、長期間にわたるアルコ  
ール飲酒が原因ですが、大量の飲酒  
や急激な禁酒によって起こり、不眠、信  
障害は多様で(断酒もしくは節酒  
不機嫌、夜間不安に続いて、注意が  
散漫となり、不安と機嫌が相互に出  
現し体中がブルブル振れる(振戦)状  
態となり、小さな虫(クモ、アリ、虫)  
などが見えるようになります。(幻視)これ  
をつかまえようとしてたえず動きま  
わり、落着がなくなってきます。こ  
の段階までに治療を開始しないと脳  
炎をおこし、死に至ることもあります。

### ハ、頭蓋内感染による精神病 1. 進行麻痺

要に至つたりすることもあります。  
このように、アルコールによる精  
神障害は多様で(断酒もしくは節酒  
によるもの、すなわちすでに病的  
なものであるという認識は、自他と  
もかなり難しい段階のものが含まれ  
ていて、精神科医でなければ判別で  
きない場合もあります。

また、アルコール幻覚症といつて  
ここにも分裂病と同様、幻聴に支配  
され、被害妄想や追跡妄想等を示し、  
攻撃的となり最悪の場合、他人に危  
害を加えてしまことがあります。  
また、幻聴を伴うことがほとんど  
なく、特に夫もしくは妻が浮気をして  
いる等の嫉妬妄想を主体とした症  
状のみが現われることもあります。  
妻や夫の行動に強い猜疑心を示し、  
極端になると、暴力的な性行為の強

現在では、抗生物質の進歩により、  
この段階にまで至ることは、極少数  
になつていると考えられています。  
梅毒感染から約十～十五年で発病  
すると考えられています。頭痛、物  
忘れ、易怒(すぐにカッとする)など  
から始まり、次第に痴呆状態が進行  
していきます。そして、パピロペボ  
が正しく見えなくなつたり、瞳孔が  
丸くなくギザギザとした形となり、頬

の表情にしまりがなくなつてきます。どでの判断力は保たれていて、病気やがて何もしなくなり、無関心で閉じ込もりがちな気分に支配され、じつとうずくまつてゐる状態にまで至ります。

この間に、幻聴や躁うつ状態など様々な他の病気と間違われるような症状も多様に出現してきます。

## 2. 脳炎による場合

高熱、頭痛、下痢等などで始まり、約半数が死亡すると言われています。特に後遺症は、老人や小児に強く、パーキンソン氏症（体のふるえ、関節運動の抵抗、自発、共同運動の減少）やてんかんの原因となります。

## 3. 中枢性変性によるもの

### 二、脳内変化と関係のある精神病

#### 1. 脳動脈硬化症による

老年期精神障害の中で老人性痴呆と合わせて約七割をしめるもので、痴呆状態も老人性痴呆ほど均等でなく、物忘れが強くとも、日常生活な

ほんやりして、眠たそうな感じという印象で、脳圧亢進が進めば、頭痛や嘔吐そして更にてんかんの発作が見られるようになります。

う、すぐ機嫌が変わる、怒りっぽいなどが現われてきます。

4. 外傷によるもの

更には分裂病様症状を呈することもあり、次第に痴呆化が進んでゆきまじかなと思う自覚も割合みられます。特徴的には、ちょっととしたことで感情の変化が見られすぐに泣いてしまいます。

特に、頭部外傷後遺症もしくは、脳挫傷精神病が問題となります。体の変調や抑うつ状態など神経衰弱症状が長く続き、不眠、不安、頭痛、頭重、耳鳴、めまいが続くため、精神作業能力が低下し、性格の変化する起こってきます。このため、怒りっぽくなつたり、衝動的な行為に及ぶことすらあります。

また、脳の傷は治つてもその傷あとのため、てんかん発作をおこす場合もあります。

(つづく)

# 列島縦断

ここにも 安全センターが…

①

## 札幌地区労

みについては立ち遅れしており、関西の皆さんに胸をはって報告できるようないことはありません。

これは札幌が典型的な消費都市で「支店経済のマチ」といわれるよう第三次産業の比率が圧倒的に高く、中小製造業が少ないことから比較的に労災事故が表面に現われにくいということにも起因しているといえる

でしょうが、だからといって職場の安全衛生対策が進んでいるわけではありません。ひとたび札幌以外に眼

を向ければ、むしろ北海道は全国有数の労災多発地域で、八一年の北炭夕張新鉱の大災害をはじめ、林業労働者の振動障害、鉱業におけるじん肺、建設業（特に北海道特有の季節労働者）の死亡災害多発など、その悲惨な実情は枚挙にいとまがあります。

当札幌地区労は、今年で結成三十

一年を数え、二八〇組合、七万三千名を組織する地域センターで、全国

一、二の規模の地区労といわれていますが、労災職業病に対するとりく

みが、労災職業病に対するとりく

みが、労災職業病に対するとりく

みが、労災職業病に対するとりく

みが、労災職業病に対するとりく

## 菓子労働者のムシ歯を 全国で初めて労災認定

## 全国で初めて労災認定

編集部より

全国各地に労災職業病のセンタ

ーが次々と誕生しています。神奈川、高知、大分などは折にふれ紹介してきましたが、その他にも同様の組織がかなり多くあります。

このコーナーではそうした組織を北から南へ紹介し、交流を深めてゆきたいと思います。こう御期待！

それは労災多発地帯の中であたかも無風状態のように立ち遅れている札幌の労災職業病闘争を、各組合の職場総点検運動の中からほり起していこうということでスタートしたものでした。

この職場点検運動の中で具体的に成果をあげたのが、菓子パン工場で

働く労働者のムシ歯を職業病として した。

認定させたことでした。六価クロム

の鼻中隔せん孔のように、菓子職人

の世界では「総入歯になつて一人前」

といわれていますが、菓子パン業界

地場大手といわれる西村食品では、

長年の味見や工場内にたちこめる砂糖、ミルクの粉じんによつて歯がおかされ、勤続二〇年以上の組合員四人中、総入歯が五人、歯の半数以上がムシ歯になつてゐる者が三分の二もいることが組合の調査で判明。このうちムシ歯の著しい八人について、七七年二月、職業病としての認定の申請をし、北大歯学部の協力をによる実態調査、數度の労基署交渉をして、ようやく翌七八年五月に、申請者全員について全国で始めて労災認定を受けることができました。

これは道内の菓子パン労働者の間に大きな反響をよび、その後認定者があいつぐとともに、業界の衛生対策、歯の検診体制の確立など予防面でも大きな前進をみることができま

## 未組織労働者の 労災職業病相談を実施

しかし、何といつても最大の問題は、建設労働者に多発している労災事故の対策です。北海道は冬の間、建設工事がほとんどできないため、雪がふる前に工期を終らせようと戸配布活動の中に労災問題を盛りこむとともに、マスコミを活用して、労災・職業病面接、テレフォン相談」日を設け、未組織の仲間からの相談を受けた活動を行つてきました。相談内容は、理容師のケイワン、保母の腰痛、建設現場での災害など多方にわたりましたが、こうした中から個人としての労災認定にとどまらず、組合結成まで至るケースも生まれてきました。スーパードライエー

のレジ業務についていたパート二名は、個人加盟の札幌地域労組に加入した上で交渉を行ない、上積み補償を認めさせ、また名刺刻印作業でケイワン患者を生んだ成瀬商会では、これをきっかけに組合を結成しました。

しかし、何といつても最大の問題は、建設労働者に多発している労災事故の対策です。北海道は冬の間、建設工事がほとんどできないため、雪がふる前に工期を終らせようと戸配布活動の中に労災問題を盛りこむとともに、マスコミを活用して、労災・職業病面接、テレフォン相談」日を設け、未組織の仲間からの相談を受けた活動を行つてきました。相談内容は、理容師のケイワン、保母の腰痛、建設現場での災害など多方にわたりましたが、こうした中から個人としての労災認定にとどまらず、組合結成まで至るケースも生まれてきました。スーパードライエーのレジ業務についていたパート二名は、個人加盟の札幌地域労組に加入した上で交渉を行ない、上積み補償を認めさせ、また名刺刻印作業でケイワン患者を生んだ成瀬商会では、これをきっかけに組合を結成しました。

しかし、何といつても最大の問題は、建設労働者に多発している労災事故の対策です。北海道は冬の間、建設工事がほとんどできないため、雪がふる前に工期を終らせようと戸配布活動の中に労災問題を盛りこむとともに、マスコミを活用して、労災・職業病面接、テレフォン相談」日を設け、未組織の仲間からの相談を受けた活動を行つてきました。相談内容は、理容師のケイワン、保母の腰痛、建設現場での災害など多方にわたりましたが、こうした中から個人としての労災認定にとどまらず、組合結成まで至るケースも生まれてきました。スーパードライエーのレジ業務についていたパート二名は、個人加盟の札幌地域労組に加入した上で交渉を行ない、上積み補償を認めさせ、また名刺刻印作業でケイワン患者を生んだ成瀬商会では、これをきっかけに組合を結成しました。

するものです。この講習の中で、組合員に安全衛生対策の必要性を徹底するとともに、起きた事故に対しは企業との交渉を行なって、補償の上乗せをはかつてきました。しかし、まだまだ建設現場の安全施策を完全実施させるにはほど遠く、今後ともさらに運動をすすめる必要性を痛感しているところです。

## 「三七五通達」撤回を

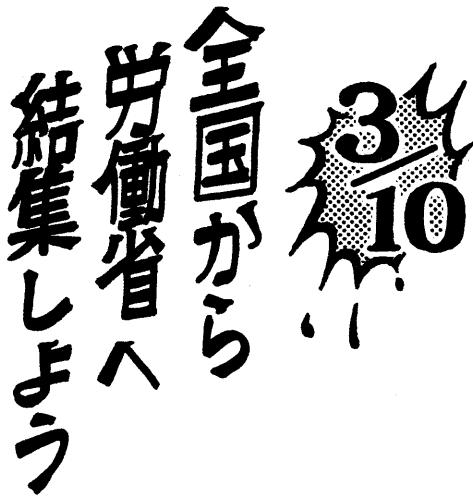
### 全力で勝ちとろう

私たちの現在の運動の中心課題は、うとするこんな無法が許されていい三七五通達撤回の闘いです。道内でものかーと怒りがこみあげてきまけている被災者は七四名います。昨年七月以降、労基局交渉、医療機関への要請を展開し、診断書の提出を

拒否して闘つきましたが、昨年十月からは休業補償を不当にも支給されたります。被災者を切り棄てよくなっています。

期間制限を強行実施させないために、二～三月の闘いを全国を貫いて大きく盛りあげていきましょう。

### 針灸治療制限闘争



針灸治療制限反対闘争は最大の山場を迎えるとしている。一月十八日、中央総評と労働省との間で交渉が行われたが、席上労働基準局長は「長期治療でも効果があるとのデータが出れば再検討の余地はある」と発言し、一切例外はないとの今までの主張とは若干変化してきている。これを受けて東京地評は、三月十日に労働省に対する抗議行動を決定し、

全国に結集を呼びかけている。労働省をどこまで追い込むことができるかは、二月、三月の行動にかかる。

三月十日は、全国から労働省に結集しよう！

中央での抗議行動に合わせ、地方基準局に対する抗議行動を統一して

## 総評

### 労働基準局長と交渉

一月十八日、中央総評は労働省労働基準局長との話し合いを行った。交渉団には、総評副議長、各単産代表に加えて、労住医連の松浦事務局長が参加した。交渉内容は、労災防止、安全衛生全般にわたつたが、とりわけ当面の課題である針灸問題でやりとりがあつた。松浦氏より労住医連としての意見書に基づいた説明があつた後、基準局長より答弁があつた。局長は「針灸治療については数カ月をこえて実施して効果がない場合は効果がないとの専門家の意見がある。長期治療で効果があるとのデータが出れば再検討の余地はある」と述べたが、一方担当の林労災補償課長は「長期治療で効果があるとのデータはなく、通達を実施した以上例外は認めない」と強弁し、局長との答弁に若干ニュアンスの違いをみる。

せた。

今回の局長の発言は、今まで一切例外なしと主張してきた労働省の姿勢とは若干変化したものとなつた。

これは、三月末の治療打切りをひかえ、強硬姿勢ながらも反対運動の推進をみようと考えていてからに他ならない。闘いをより一層もり上げ、労働省を更に追いつめていくことが必要である。

### 東京地評

### 一二・三月連続闘争を提起

東京地評は過去三回東京労基局と交渉を行つてきたが、昨年十一月に地評労職対を発足させたのをきつかけに、本格的に闘いをとりくむことを決定した。東京局は十二月段階での意見書を提出しなければ休業補償が約束し、二月九日に、関東、甲信越に対し、二月十七日に大衆的な局交渉を行うことを決定し、局に通告している。また、反対署名を地評傘下

の組合でとりくむことを決め、傘下九万組合に対し、二月八日に統一オ

ルク日を設定し、情宣していくことにしている。また、三月十日には、

東京総行動の中で労働省に対する抗議行動を一〇〇〇名規模で行う予定であり、全国各地で統一行動をくむよう呼びかけている。

### 神奈川

### 県労働部に働きかけ

神奈川では、県評を主体にした「いのくら共闘」が、労働省の針灸治療制限問題を県労働部に問題提起し、労働省に働きかけるよう要請した。県は、この治療制限は制度的に問題があるとして国に働きかけることを約束し、二月九日に、関東、甲信越かかるので、労働省に問い合わせていくことになつた。

また、労基局に対しても、昨年十一月十五日、基準局長との交渉を行

ったが、局長は質問に全く答えられない有様で、最後に「一般論でなく、具体的に出されれば例外措置として中央に意見具申する」との考え方が出された。これを受けて県評では、具体的な事例に基づいた交渉を二月末に行うことを見定している。

## 大阪

### 署の調査でも

#### 治療の必要性が明らかに

一月三十一日、東地協は中央労基

署と第四回目の交渉を行つた。冒頭

### その他の地域

#### ・北海道

診断書の未提出者に対する

言し、北井議長を始めとして交渉団から激しく糾弾された。署としての実態調査を示せとの追及に対し、昨年十二月末段階での結果が明らかにされた。それによると対象者は三七人で、治療期間が一年未満がわずか一人しかおらず、二人は仕事をしながら治療している被災者であった。施以来、診断書の提出など通達に伴

しかも、十二月に提出された医師意見書では、針灸が必要ないとしたのはわずか一件のみで、中には今後六カ月治療が必要であるとした意見書もあつたという。署としても我々の主張してきた通りの実態を前にして、これらの実態を局に示していきたいと約束した。

大阪では、その他一月十四日に北

地協が天満労基署との交渉を行つており、これらの地区評、地協での交渉をふまえ、大阪地評として局交渉を行うことを予定している。

う措置は全くとられておらず、事実上通達は凍結状態である。東京、神奈川、大阪、兵庫等の基準局が本省からの命令だからと強硬姿勢であるのと全く対照的である。高知県労安衛センターは高知の実態を各地で明らかにして局を攻めてほしいと訴えている。

## パンフレット

# 労災保険による 針灸治療の 制限反対

A5版 21ページ 領価100円

# 古座川山労が振動病検診

る。

古座川山労でも三年前の健診で多くの被災者が認定を受けたが、この間の労働省の振動病被災者切り捨て政策が強まるなかで、新宮労基署はこれら認定患者の再検診を中部労災病院で行

## 和歌山

奈良医大軸に十人の  
スタッフが現地入り

一月二三日

から二六日に

かけ、和歌山  
県古座川町の  
七川診療所に

大農医研グループ四名がこ  
れに参加した。

和歌山県は有数の林業県  
であり、それに比例して振  
動病の被災者も多いが、相

対的にこれまでのとり組み

川山林労組の振動病被災者  
四名の健診が、奈良医大  
公衆衛生教室を中心として  
行なわれた。安全センター  
としても振動病健診に初め  
ての参加であり、五名の医  
療スタッフの参加を実現す  
るとともに、医学生への呼  
びかけもあわせて行き、阪

## 北摂

学校用務員のギックリ腰

二年目でやつと認定

摂津市職

摂津市職では現在摂津市立  
鳥飼小学校の用務員である  
牧野常雄氏の腰部ネンザ、  
椎間板損傷の再発問題につ  
いて審査請求闘争を継続す  
るとともに、この聞きわめ  
にわたり抗議の意志を表明  
してきた。その中で二月一  
日、同じ職場の用務員であ  
る若松昭一郎氏の災害性腰  
痛の公災認定がようやくお  
りた。

若松氏は昭和五六年一月  
石油缶を運搬中にぶつから  
れ、その際にギックリ腰を

(編集部)

# 前線から

ビセセイハ

発症した。ところが学校の監査の都合で一月二十五日まで休めず、監査当日立てなくなり、翌日病院へ、二月六日より入院という状態に至った。二月中旬になつて、

公務災害の認定を行つたものの、基金側は発症から医療機関受診までの期間が長いとして、ほぼ二日にわたつて結論を出さずに放置してきしたものである。

組合側では牧野氏の問題をとりくむ中で若松氏に対する早期認定を要求してきしうる。同組合では現在保育所保母の腰痛症で昨年七月に申請を行つてあるが、基金支部との積極的交渉によって公災認定を勝ち取るべく安全センターとしても積極的に協力していきたい。

(編集部)

秋田からの出稼者

支援体制を強めるなどとり

昨年十一月末、二名の脳卒中労災被災者の再審査請求がいずれも棄却の裁決となつた。一つは全国出稼組合連合会がバックアップしてきた秋田県からの出稼ぎ者で昭和五四年に工事現場で脳内出血で死亡した柴田久雄氏に係る遺族年金請求であり、他の一つは、五三年神戸ポートアイランドの地質調査ボーリング作業中クモ膜下出血で倒れた酒井精治氏の休業補償請求に係るものである。

## 大阪

### 中央審査会 相次いで 「 脳卒中申請を棄却 行政訴訟も検討へ 」

くみが進んだが、五七年十二月中央審査会は何ら請求人の主張を認めることなく請求棄却の裁決を行なうに至つたものである。

出稼組合ではこの裁決を

不当として、現在行政訴訟の準備を進めているが、安全センターとしても既に当月十二日、大阪市東成区の現場にてコンクリートブレーカー作業の後脳内出血を発症し、城東区の大通病院にて死亡したものである(39才)。

#### ボーリング調査作業員 酒井氏の場合

一方酒井氏の場合は、「通常労働と変わらない」と業務外認定、五四年七月の審査請求も五六六年一月に棄却、更に再審査請求を行なつた。この間、出稼組合の全国大会や西日本大会において特別決議を挙げて

月審査会にて棄却決定、そして再審査請求も五七年十二月に棄却というように経過は進んでいる。安全セン

ターは五四年以来全面的にバツクアップ体制をとり今日に至っているが、審査官、審査会ともに、申請人が主張する事実関係を根拠もなく否定し、また途中で鑑定医の意見が業務外から業務上に変化するという重大な重大な事態を無視し、一方的措置をとつてきた。安全センターではこの不当な処分に対しても併せて現在行政訴訟を検討中である。

脳卒中の労災認定基準が実態に合わないと指摘されて久しい。その中で末端の労基署では基準の弾力的運用が、ある定度定着してきているともいえる。しかし上級機関の問答無用型、権力的な行政姿勢はこの間目に余るものがあり、これら行政訴訟を単なる個人救済の運動に終わらせらず、出稼

者の労災闘争、中央行政の運動に対する闘いとして

(編集部)

運動の組織化を展望したい。

## 神奈川

### 労住医連が初の連絡会議 …北海道からも参加…

一月二九日から三〇日にかけて、神奈川県横浜市で労住医連第一回連絡会議が開催された。北大労職研の医師など幹事医療機関以外の参加もあり、二日にわたり熱心な討議が行われた。

第一日目は、各地からの報告が行われ、振動病が原因で死亡した労働者の裁判を行うことを見た。また、昨年初めて行われた全国統一ファイールド合宿はおおむね成功と総括し、今年も積極的に推進することを決定した。その他、労働科学研究所の小木先生より、東南アジアからの医療

の参加もあり、二日にわたり熱心な討議が行われた。た全国統一ファイールド合宿はおおむね成功と総括し、今年も積極的に推進することを決定した。その他、労働者住民医療機関連絡会議機関誌(季刊)を確認した。限られた時間であったが、現在の医療情勢についても討議が行われ、老人保険法、保安処分問題、医療技術論など機関誌を通して更に深化させていくことになつた。

次回連絡会議は、五月にてほしいとの要請があり、大分で開催されることとなつた。

(編集部)

•労働者住民医療機関連絡会議機関誌•  
(季刊)

## 労働者住民医療

年間購読料 2000 円

大阪労働金庫 大正支店 普通預金 口座番号 2042604 013

三和銀行 築港支店 普通預金 口座番号 313900

郵便振替 口座番号 大阪 6-26064

名 儀 労働者住民医療機関連絡会議 事務局長 松浦良和

ゼンセイ

# 大阪中央

## 脳卒中労災申請中に

### 被災者死亡

遺族補償請求へ

#### 大阪国保連労組

昨年十二月十四日、大阪国保連労組は組合員で七月三十日脳内出血で倒れた中谷弘氏（四十才）の問題で中央労基署に対し正式に労災申請を行っていたが、本年一月一日、治療のかいなく亡くなられたことにより、一月二十一日、遺族年金の請求に手続きを切りかえ、認定闘争は第二ラウンドに入った。

同氏は発作後身体が動かなかつたものの、意識はかなり回復し、病状も安定しかけていたが、年末に盲腸炎を併発し、体力がもちこたえられず死に至った。同嘱託期限が切れ、解雇の恐

氏の遺族は、奥さんと十才を先頭に七才と二才の三人の子供さんであるが、組合はこの家族のためにもなんとしても労働災害としての認定をかちとろうと決意を

争を進める事になるが、労基署側が「極めて困難」として労働災害としての認定をかちとろうと決意を早くも逃げ腰になっているよう我々は強力な運動の展開を期している。（編集部）

改たにしている。

一月二十一日の中央労基署との交渉には当該労組を

始め、全林野、労金労組など総評東地協傘下の労組、今

後基本的にはこの体制で闘争を進める事になるが、労基署側が「極めて困難」として労働災害としての認定をかちとろうと決意を早くも逃げ腰になっているよう我々は強力な運動の展開を期している。（編集部）

あたっての申込書、報告書、領収書等の事務作成を一日中行い、更に電話、訪問客の接待もしなければならない。月初めは、業務量が急増しても一人しかいないため、残業や昼休みをけずつて仕事をしなければならなかつた。そしてついに、昨年四月頃より症状が悪化し、治療を受けるとともに労災申請にふみきつた。

英木署は医学的資料が整

れがあるところで、十二月二八日、安全センターも協力して早急に労災認定を出すよう労基署に要請をした。その後、十二月末で行つた。

丁さんは、八一年六月に

## 北摂

### 労災申請中に解雇予告

これがあるところで、十二月二八日、安全センターも協力して早急に労災認定を出すよう労基署に要請をした。その後、十二月末で行つた。

英木署は医学的資料が整い次第決定をしたいとの意向を示したが、事業主から解雇予告も送られてきており、早急に対策を立てていく必要がある。（編集部）

日本建築総合試験所に臨時職員として雇われ、八月以降は京都分室に配転され、分室での事務作業を一切任せていた。試験をするに

あたっての申込書、報告書、領収書等の事務作成を一日

中行い、更に電話、訪問客の接待もしなければならなかつた。月初めは、業務量

が急増しても一人しかいないため、残業や昼休みをけ

ずつて仕事をしなければならなかつた。そしてついに、昨年四月頃より症状が悪化し、治療を受けるとともに労災申請にふみきつた。

英木署は医学的資料が整

# 南大阪

## 二十年前の負傷の

### 再発認定勝ちとる

#### ・全港湾大阪支部 協鉄分会・

一月十九日、大阪西労基署は全港湾大阪支部協鉄分会の寺坂功氏（五〇歳）のヒジ関節症につき二〇年前の骨折が原因であり、その後の仕事で悪化したと業務との因果関係を認めるとともに、一度は外科後措置としての扱いになっていたものを昨年十一月にさかのぼつて再発として認定し直した。

寺坂氏は昭和三八年頃いつたん症状固定障害九級として認定されたが、クレンジンの運転で左腕をよく使うため再々症状が悪化、その度に健康保険を使って大阪厚生年金病院にて治療を受けてきた。このようないくつかの問題が解決され、ついで、寺坂氏は昭和三八年頃いつたん症状固定障害九級として認定されたが、クレンジンの運転で左腕をよく使うため再々症状が悪化、その度に健康保険を使って大阪厚生年金病院にて治療を受けてきた。このようないくつかの問題が解決され、ついで、

にともなう補償の不安から今回のとりくみとなつたものである。また協鉄分会では、現在組合員田辺氏の腰痛（椎間板ヘルニア）問題についての労災認定へのとりくみを開始しているが、症状が激しく出たのが正月の二日である。二月中旬の船内荷役中であります。このことも明らかになつております。近日中に申請と（編集部）

# 南大阪

## 徳田氏のシアン禍訴訟

### ・野村メッキ労働組合・

八〇年二月の提訴以来、野村メッキ労働組合がすすめている、徳田氏のシアン液による眼負傷の損害賠償請求訴訟は、去る一月二八日、大阪地裁で第十七回法廷が開かれた。このようにか

予定であるが、更に支援体制の強化をはかつていく必要がある。（編集部）

（編集部）

# 一月の新聞記事から

- 一・九 し尿処理場でポンプ室内に流れ込んだし尿に埋まり作業員三人窒息死（北海道）
- 一・十 厚生省は日雇労働者健保の保健料を五九年度から引き上げる方針を固める
- 一・十一 核実験参加の英豪軍兵士が、がんなどで多数死亡していることを発表（ロンドン）
- 一・十二 臨調報告にある公害病補償の縮少に反対し患者ら臨調事務局に突入（東京）
- 一・十三 電動カッターを使う大工、振動病で職業病認定（香川）
- 一・十四 展示会場の警備員が豆炭暖房で一酸化炭素中毒で一人死亡、一人重症（宝塚市）
- 一・十五 「年金法の併給禁止は違憲」とし国を相手取り提訴（北海道）
- 一・十六 校内暴力・生徒同士のケンカによるケガに教師にも責任を認め市に賠償命令（地裁尼崎支部）
- 一・十七 七三年の一〇四人の死者を出した大洋デパート火災裁判で熊本地裁は会社側三被告に対し無罪判決
- 一・十八 未熟児網膜症訴訟で最高裁は「医師に過失なし」とし患者の上告棄却

## 年末カンパ

### ありがとうございました

昨年末より安全センター財政基盤の強化のため、皆様にお願いしてまいりました82年年末カンパは、83年1月25日段階で、2,357,833円に達しました。

皆様方の御厚意に対し、心より御礼申し上げるとともに、安全センター一同、83年労災職業病闘争の更なる発展に向け一層努力する決意であります。

今後ともよろしくお願い致します。

関西労働者安全センター

# 岩佐訴訟

## 原発被ばくに対する 闘いの大きな一步を



### 岩佐訴訟を支援する会 事務局

今、原発内労働の問題について、ひとつパンフレットが波紋を投げかけている。全金大阪地本安全対策部・原発被ばく労働をなくす会の発行した「原発で働けと言われて」がそのパンフレットである。

これまでの原発内被ばく問題の取り上げられ方は、原子炉から出てくる放射能による被害を最もさきにこおむる原発労働者の問題として、主

に反原発住民運動の側から取り上げられてきた。もちろん岩佐訴訟は、被ばく労働者の唯一の闘いとして七四年から続けられ、そのなかで原発被ばく問題がクローズアップされたことは言うまでもないが、現役の原発内労働者自身が、表立って問題を取り上げるということは最近までなかったというのが実状である。内容は原発に反対か賛成かという次元から問題を立てるのではなく、させました現場の安全問題として出発している。いくつかの支部で既にかちとっている原発労働協定を指針に交流会が続けられているが、こうした活動を原発内被ばく強制に対する抵抗の重要な闘いの一つとして発展させていく必要がある。

また、全金のような原発関連労働者だけではなく、電力会社内末端の技術者の被ばく問題も深刻化しつつある。電力会社社員は、下請とは異なり継続的に被ばくするという条件にあり、それによると思われる死亡

は、全くの私病扱いとなるわけである。遺族が死因を解明しようにも、被ばくとの因果関係を明らかにする証拠が全く手に入らぬ例が多々ある。原発内の最も被ばく線量の高い場所で働く日雇い労働者の場合は、五重六重の下請構造のなかで未だ被ばく管理の徹底化がされていないのが実態である。敦賀原発事故発覚後、結成された運輸一般労組原発分会の徹底した告発、暴露、日本原電等を相手にした地労委闘争によって、いく分改善されたといいうものの基本的な被ばく隠しの構造は変わっていない。さて、こうした現状を背景に、岩佐訴訟控訴審の証人尋問が始まっているが、法廷論争とともに、現状を更に切開していくことが必要になつてきているといえる。そのため支援する会では、原発内労働の問題を各方面から研究する活動を開始している。その成果は本誌を通じて報告する予定である。

# 戦いの中だ

## 15分未払賃金訴訟 勝利和解

5年間の闘いの  
経過と意義

住友電工労働者 池野 竹雄

利潤追求から、労働密度を高める労働時間管理が強引に押し進められています。近代的大企業ですら、労基法が浸蝕される労働条件がみられ、私たちは労働時間の起算点に問題があるとして裁判闘争に立ち上りました。

住友電工(大阪)は一九七七年まで会社が門のところにタイムレコードを置き、出勤時の十分、退勤時の五分の計十五分にラジオ体操を強制し、統一した作業服を着用させ、しかも、遅刻、早退のチックを行い、三回を一回とみなし一時金の減額対象とした、無給の労働時間を不正に拘束していました。すなわち、正味心から御札の言葉を申し上げます。

五年近いこの裁判闘争に対し、御指導、御支援を頂いた皆様に対しても心から御礼の言葉を申し上げます。和解調印にいたる経過を報告して、この裁判闘争への御理解を頂きたいと存じます。

### 無給で十五分間拘束

労働運動の右傾化は、資本の最大

起つた住電の労働者高松登氏が労災死亡した、その認定闘争がきっかけとなっています。

この事件の発端は、一九七七年に起つた住電の労働者高松登氏が労災死亡した、その認定闘争がきっかけとなっています。

この事件の発端は、一九七七年に起つた住電の労働者高松登氏が労災死亡した、その認定闘争がきっかけとなっています。

この事件の発端は、一九七七年に起つた住電の労働者高松登氏が労災死亡した、その認定闘争がきっかけとなっています。

この事件の発端は、一九七七年に起つた住電の労働者高松登氏が労災死亡した、その認定闘争がきっかけとなっています。

原因に、住友電工の過酷な労務管理が引きがねとなつた事が調査の結果明らかになり、その労災認定を勝ち取った直後、西野田労基署に調査することを約束させました。

私たちの申告によつて、住友電工への立入調査が行われました。その結果、会社は、翌年の七八年一月よりタイムレコーダーを門のところか

ら各工場入口に移し、十五分間の未払賃金時間を無くしました。

労基署の調査は職場に変化をもたらしました。職場単位の有給休暇使

用一覧表が姿を消し、個人表には届出が前日か当日かや、理由欄まであつたものが記入されなくなりました。

朝の十分間を利用した昼夜勤者合

同ミーティング(昼勤者は未払賃金、大久保氏、西野田署へ訴え支給を受け)が無くなりました。ラジオ体操は、職制が口うるさく強制し、出欠表をはり出し、班長となる必須条件だつたし、会社は全社的にラジオ

告後は現在に至るまで強制は全く無く、体操の奨励さえありません。

作業服についても、全員が指定された作業服しか着用していなかつたのに、地裁で「義務付けていない」と発言してから、女子は現場事務の作業者はズボンだつたのをスカートの着用を許可しています。

その他、昼休みの安全講習スライドの中止、休憩時間にくるこむ会議を職制側から「時間がきたから」と止めるようになりました。

また、出勤時に門のところで赤字（遅刻）のタイムレコードを打ちたくないため有給届を出して仕事したり、タクシーで乗りつける労働者があつたのが無くなりました。

## 一審棄却に屈せず高裁へ

これほどはつきりした労働時間でありながら、労基署は「灰色の時間だ」とし、労基局から労働省へ回答を求め、大企業に対し弱いという

姿勢が明らかになりました。

結論の出ないままに私たちは、タ

イムレコーダーの移設にともない未

払い賃金請求の時効（一年以内）にせ

まられ、大阪地裁への裁判闘争を進

めることになりました。

ところが、会社側は組合員である職制までを証人として、虚の証言をさせました。

一九八一年八月二八日、私たちは

一審で棄却判決を受けました。しかし、この裁判は私たちだけの問題ではなく、住電労働者を代表して闘つたといふ考え方と、このまま引きさがると全労働者に悪影響を及ぼす、としてすぐ大阪高裁へ控訴しました。

一九八一年十一月の控訴審第一回法廷より八二年六月まで審理を続け

てきましたが、結審に及んで大阪高

裁は会社に対し和解するよう強く要望し、会社もこれに従いました。

大阪高裁は一審全面支持は無理があると判断したものか、会社側に譲

歩を進め、百万円（請求額一二八万

円、付加金含む）の和解額は早くから

決めていたむきがあります。

会社側は、金銭受理をもつてすべ

ておわりを主張してきました。

私たちは、組合員が理解できるよ

うに確認書を残すことを主張してきましたが、経過を覚書とする文書に

することで妥結せざるを得ませんで

した。

裁判闘争をかえりみて言えることは、闘争妥結の和解について、原告、弁護団、支援する会のすべてが意見の一一致をみたことです。闘いは、どちらだけ獲得したかも大切ですが、どうだけ闘いによつて意志の一一致が得られたか、団結が得られたかが勝利の

真価であるとするならば、未払い賃金裁判闘争は、完全な勝利であつたと思います。

最後になりましたが、関西労働者大高裁は一審全面支持は無理があると判断したものか、会社側に譲

告を終ります。

# うらうの組合

全国一般大阪地連 芦ノ屋労組

## 機械化→事故

### →安全対策へ

関西労働者安全センターに加盟結集している単組、労働者のみなさん、寒さきびしい日々、労災職業病闘争、また八三春闘と益々御奮闘の事と敬意を表します。

さて、簡単に芦の家労働組合をみなさんに紹介させて頂きます。結成は、今から二七年前ご先輩達の努力のもとで作られ、上部団体として総評全国一般大阪地方連合会に加盟し活動しております。事業場は、天王寺駅東側にあり、仕事としては、物品販売及び幕の内弁当製造販売を主な仕事しております。

近頃、時代の流れか、弁当業界にも機械化が導入され、始めの頃は職場の人も樂んででき、また速くできるということで、興味本意も手伝つて仕事を行つてきました。しかし、機

械の安全対策という点では、勉強不足もともない、組合員の中に型打しをしました。始めは会社側も安全面を無視した機械選定を行つていたらしく、業者が勧める生産性の高いもの導入するという結果であります。

しかし、この事故を大きな経験として、機械を動かす場合の徹底的な安全指導を行つて、機械購入にあたり安全性の高いものを選び、二度と同じ事故をださないという事を最重点におくように会社側と話し合いを行ひ改善をさせました。

## 通勤災災がきっかけで

### センターへ

我々のように中小の零細企業で働く者は、大手の企業で働く仲間に比べどうしても賃金面で格差があり、そのため賃上を中心に入れて

聞つてきたためもあって、労働安全衛生という点については、非常に遅れている結果をもたらしてしまいました。労働者が安全で健康に働く職場づくりも労働組合としての任務であることを再認識して、今、労働安全対策委員を設けて前進をはかっています。

そもそも安全センター加盟のきっかけは、通勤災害の事故の後遺症が

もとで組合員が不幸にも死亡（「自殺」）しました。組合としても対処に戸惑つていたところ、遺族の兄が安全センターに加盟しているということで紹介をお願いし、通勤災害遺族補償認定の労基署交渉に対して大変な協力、指導を専門的な立場でして頂き、「自殺」に対しても遺族補償

認定を勝ち取ることができました。安全センターの組織があつたからこそ地域の単組の支援、協力で労災闘争の取り組みができたのだと思います。私たち組合だけでは、知識も組織力もなく、センター加盟の単組のみなさんには大変御世話になりました。

うよう話し合いをしています。仕事がら繁忙期には不規則な勤務時間に合員の健康管理には相当気をつけなければなりません。関連はよくわからりませんが、消化器系統で病院に通院している人が多く、日本人は胃の悪い人が多いといいますが、仕事のストレスが消化器におよんでいるようにも思われます。

## 徹夜作業、腰痛… 課題は山ほど

現在組合員八六名で組織していますが、仕事上、職場では同じ姿勢で長時間コンピューターによる作業を行い、また水を床に流すため冷えることもあり腰痛になりやすく、作業する場合は、短時間つつ区切って作業を行なうためにも、共に団結して頑張りましょう。

# 労災保険による針灸治療の制限反対

—行革に名をかりた労働省の悪しき攻撃をはねかえんそう—

発行：関西労働者安全センター

A5判 21ページ

頒価一冊百円

十冊以上のとき送料当方負担

昭和50年10月29日  
第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

2月号（通巻第106号）昭和58年2月10日発行

（毎月一回10日発行）

# 現場から生まれた学習・情報誌



# 関西労災職業病

## 購読料

1部 2000円  
2部 3000円  
3部 4000円  
4部 5000円  
(以上送料込)  
5部以上は送料当方負担

1部 ¥100

購読希望者を御紹介下さい  
三ヶ月の試読可



1部  
¥100

■表紙写真／芦ノ屋労組作業風景

## 早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株)千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28